

第1部 鴻巣市の男女共同参画の推進状況

1 鴻巣市の概況

本市の人口は、県全体の人口の約 1.62%を占めています。これを「1」として本市の各指標をみると、出生者数は0.83と低く、65歳以上人口は1.07、女性就業者数は1.01、65歳以上の高齢者を含む世帯は1.05と平均的となっています。

面積は1.09、住宅着工戸数は1.07と平均的となっています。

総農家数は1.89で2倍弱と高く、工業は製造業事業所数0.87、従業員数1.04、出荷額等0.94で平均的になっています。商業は、小売商店数1.03、小売従業員数及び小売販売額も平均的です。また、卸売商店数は0.82、卸売従業員数は0.89ですが、卸売販売額は0.44と非常に低くなっています。

医療は、病院・診療所数は0.99ですが、病床数は0.85と低くなっており、医師数においては0.52と非常に低くなっています。

県に占める位置

| 項目 | | 埼玉県 | 鴻巣市 | 県に対する割合 | 指標 |
|----|------------------------------|------------|---------|---------|------|
| 人口 | 総人口 国勢調査 (人) (平成 27) | 7,266,534 | 118,072 | 1.62% | 1 |
| | 出生者数 人口動態 (人) (平成 28) | 54,447 | 734 | 1.35% | 0.83 |
| | 65歳以上人口 国勢調査 (人) (平成 27) | 1,788,735 | 30,968 | 1.73% | 1.07 |
| | 女性就業者数 国勢調査 (人) (平成 27) | 1,463,758 | 24,128 | 1.65% | 1.01 |
| 世帯 | 一般世帯 国勢調査 (世帯) (平成 27) | 2,967,928 | 44,996 | 1.52% | 0.93 |
| | 65歳以上のいる世帯 国勢調査 (世帯) (平成 27) | 1,160,223 | 19,817 | 1.71% | 1.05 |
| | 核家族世帯 国勢調査 (世帯) (平成 27) | 1,820,049 | 30,400 | 1.67% | 1.03 |
| 土地 | 面積 国土地理院 (K㎡) (平成 30) | 3,797.75 | 67.44 | 1.78% | 1.09 |
| 住宅 | 着工新設住宅戸数 (戸) (平成 29) | 59,617 | 1,034 | 1.73% | 1.07 |
| 農業 | 総農家数 (戸) (平成 27) | 64,178 | 1,976 | 3.08% | 1.89 |
| 工業 | 製造業事業所数 (平成 30) | 10,902 | 155 | 1.42% | 0.87 |
| | 従業員数 (人) (平成 30) | 396,691 | 6,728 | 1.70% | 1.04 |
| | 出荷額等 (100万円) (平成 30) | 13,507,456 | 206,002 | 1.53% | 0.94 |
| 商業 | 小売商店数 (平成 28) | 42,365 | 709 | 1.67% | 1.03 |
| | 小売従業員数 (人) (平成 28) | 398,657 | 5,687 | 1.43% | 0.88 |
| | 小売販売額 (100万円) (平成 26) | 6,052,973 | 96,530 | 1.59% | 0.98 |
| | 卸売商店数 (平成 28) | 14,486 | 194 | 1.34% | 0.82 |
| | 卸売従業員数 (人) (平成 28) | 144,546 | 2,086 | 1.44% | 0.89 |
| | 卸売販売額 (100万円) (平成 26) | 8,280,509 | 59,833 | 0.72% | 0.44 |
| 医療 | 病院・診療所数 (平成 28) | 8,113 | 130 | 1.60% | 0.99 |
| | 病床 (平成 28) | 64,947 | 892 | 1.37% | 0.85 |
| | 医師数 (人) (平成 28) | 12,172 | 103 | 0.85% | 0.52 |

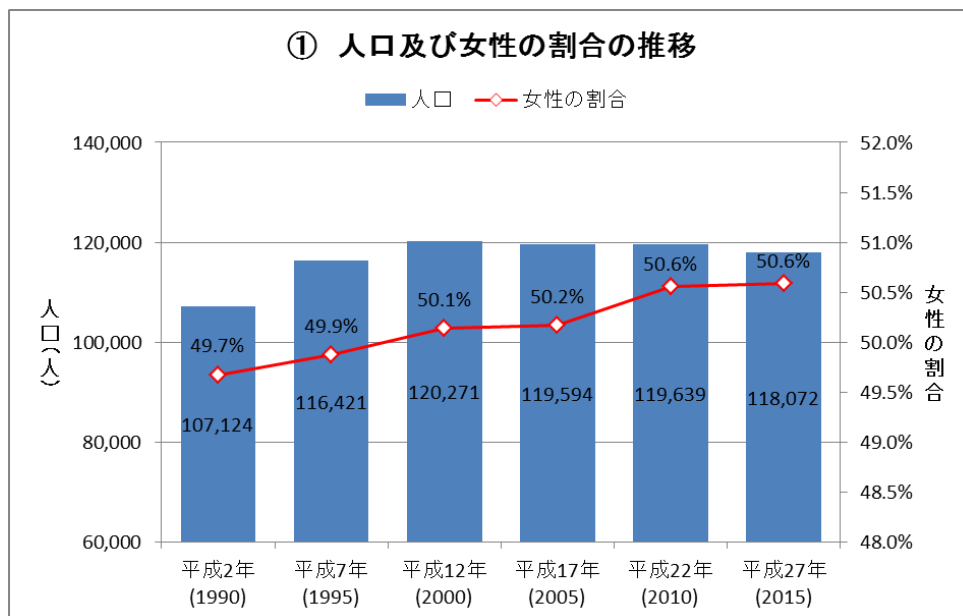
2 女性を取り巻く状況

(1) 人口

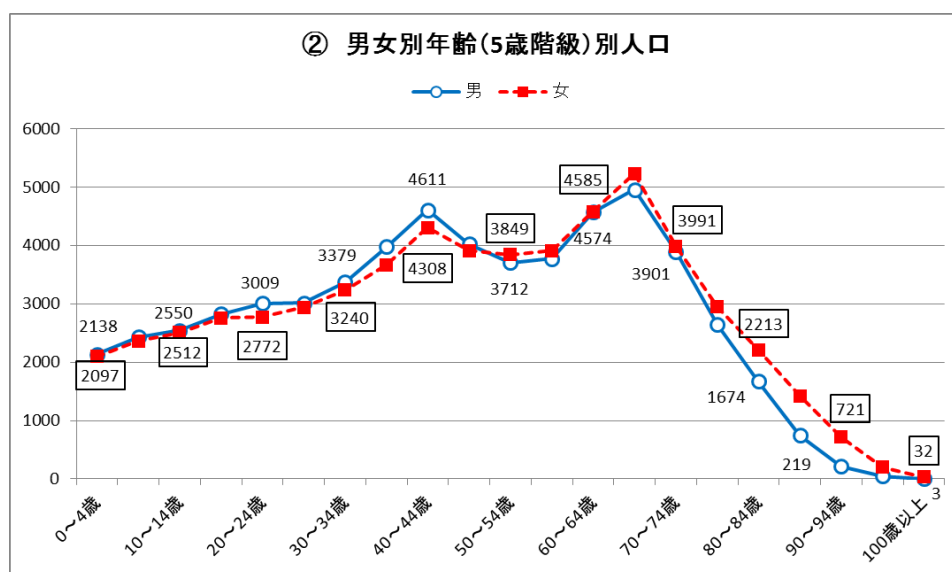
本市の総人口は平成27(2015)年10月1日現在で118,072人です。平成2(1990)年の107,124人からの推移をみると、平成12(2000)年まで増加傾向が続いていますが、平成12年をピークに減少傾向となっています。

平成27年の人口に占める女性の割合は50.6%で平成2年の49.7%よりやや上昇しています。

平成27年の男女別年齢別人口をみると、0～4歳から50～54歳の各区分においては男性が女性を上回っていますが、55～59歳の区分で逆転し、それ以上の区分では女性が男性を上回っています。



資料：国勢調査



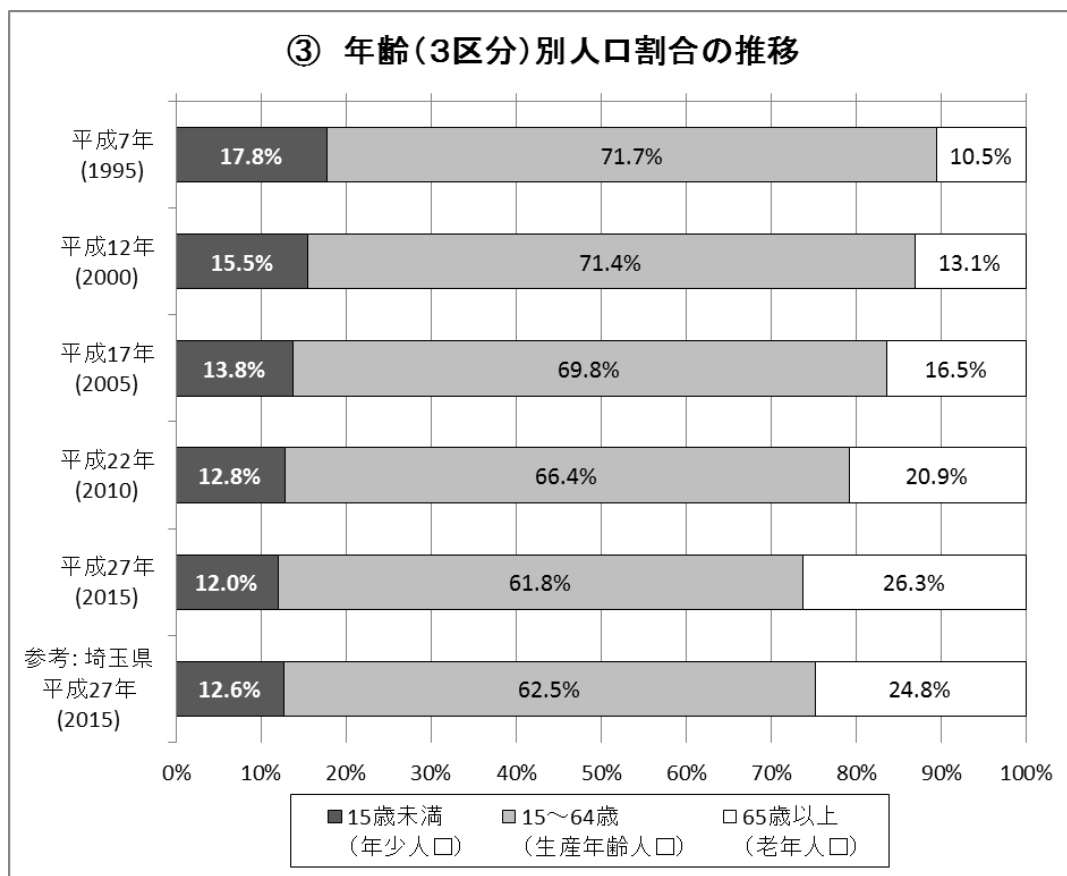
※囲み数字が各区分における女性の人口を表す。

資料：平成27年国勢調査

平成27(2015)年の年齢別人口構成比は年少人口(0～14歳)が12.0%(14,096人)、生産年齢人口(15～64歳)が61.8%(72,869人)、老年人口(65歳以上)が26.3%(30,968人)です。

平成7(1995)年からの推移をみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)の割合が低下し、老年人口(65歳以上)の割合が上昇しています。

本市の年齢別人口構成比は県とほぼ同等となっています。

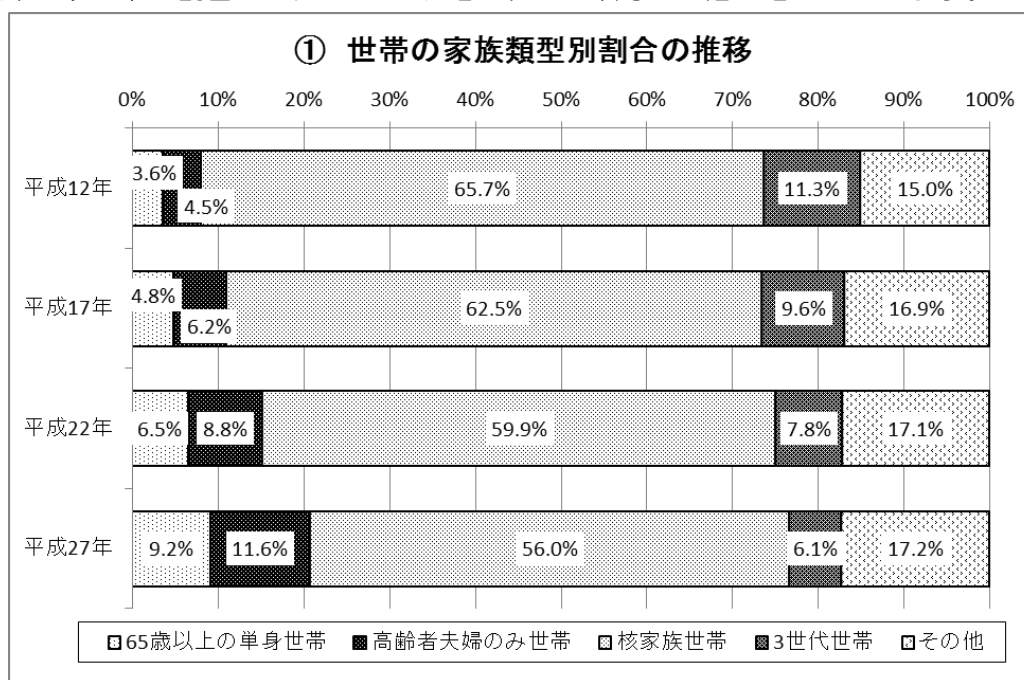


資料：国勢調査

(2) 世帯数

平成 27(2015)年の世帯の家族類型別割合は、核家族世帯(高齢者夫婦のみ世帯を除く)が 56.0%(30,400 世帯)、高齢者夫婦のみ世帯は、11.6%(5,214 世帯)、65 歳以上の単身世帯が 9.2%(4,119 世帯)、3 世代世帯が 6.1%(2,725 世帯)となっており、3 世代世帯が減少し高齢者のみの世帯の増加がうかがえます。

平成 12(2000)年と比較すると、65 歳以上の単身世帯の割合が 5.6 ポイント増、高齢者夫婦のみ世帯の割合が 7.1 ポイント増と、15 年間で大幅に増加しています。



※ 高齢者夫婦のみ世帯…夫及び妻の両方が 65 歳以上の夫婦のみ世帯

資料：国勢調査

核家族…高齢者夫婦のみ世帯を除く核家族

3 世代世帯…三つ以上の直系世代が同居している世帯

※ 平成 12 年の数値は、合併前の鴻巣市、吹上町、川里町の合計

平成 27(2015)年の母子世帯は、502 世帯(一般世帯に占める割合 1.1%)、父子世帯は 63 世帯(同 0.1%)です。

② ひとり親世帯数の推移

(単位：世帯、%)

| | 一般世帯 | うち母子世帯 | 一般世帯に占める割合 | うち父子世帯 | 一般世帯に占める割合 |
|---------------|--------|--------|------------|--------|------------|
| 平成 12 年(2000) | 38,861 | 359 | 0.9% | 74 | 0.2% |
| 平成 17 年(2005) | 41,046 | 465 | 1.1% | 93 | 0.2% |
| 平成 22 年(2010) | 43,326 | 565 | 1.3% | 89 | 0.2% |
| 平成 27 年(2015) | 44,996 | 502 | 1.1% | 63 | 0.1% |

※ H12 年は、合併前の旧市町の合算

資料：国勢調査

(3) 進学

① 高校進学

平成30(2018)年の中学校卒業後の高校進学率は、男性・女性ともに99.4%でした。男性も女性も9割以上と、高い進学率を維持しています。

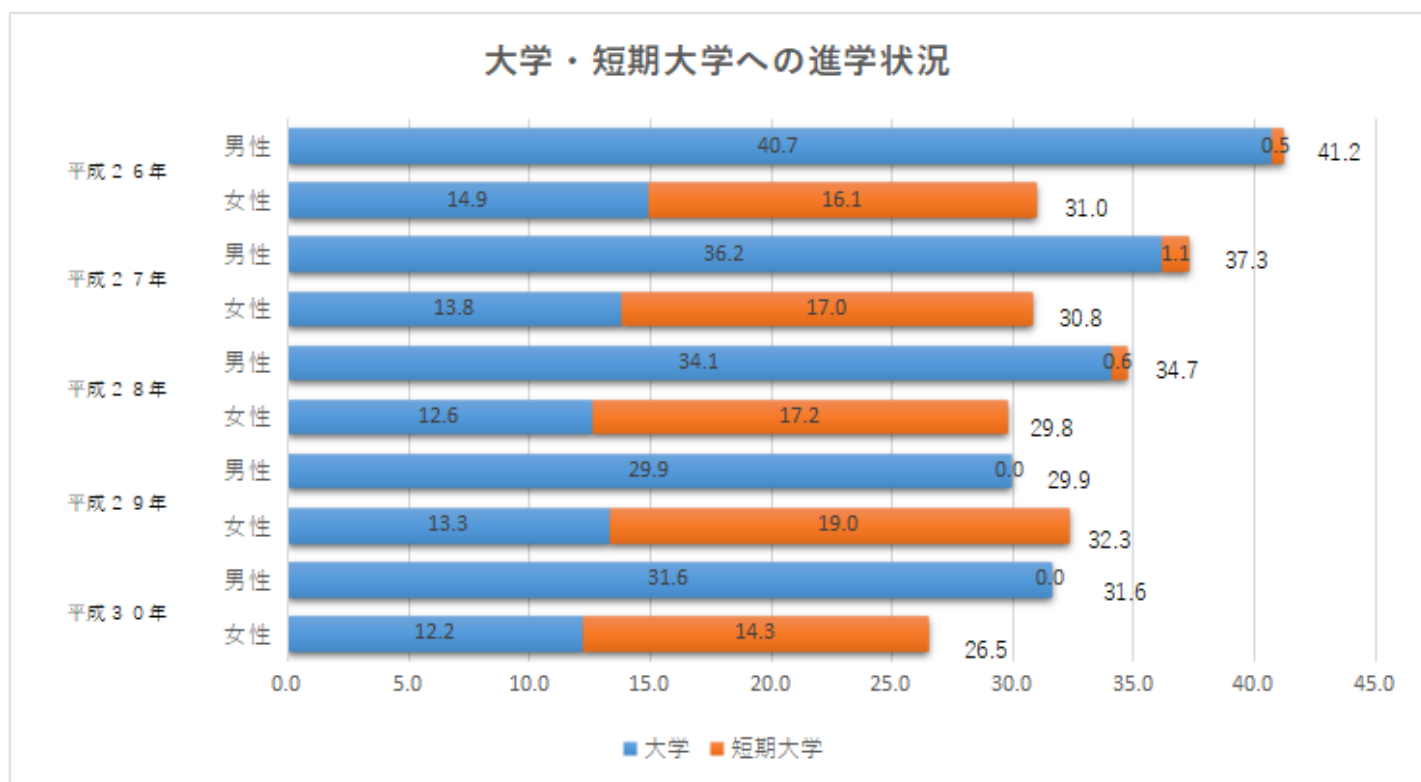
男女別高校への進学率の推移

| | 中学卒業生数（各年3月） | | 高等学校進学者数 | | 進学率 | |
|-------|--------------|-------|----------|-------|-------|-------|
| | 総数（男） | 総数（女） | 総数（男） | 総数（女） | 総数（男） | 総数（女） |
| 平成26年 | 545 | 524 | 541 | 520 | 99.3% | 99.3% |
| 平成27年 | 528 | 512 | 522 | 507 | 98.9% | 99.0% |
| 平成28年 | 513 | 528 | 511 | 525 | 99.6% | 99.4% |
| 平成29年 | 526 | 506 | 523 | 502 | 99.4% | 99.2% |
| 平成30年 | 496 | 492 | 493 | 489 | 99.4% | 99.4% |

資料：学校基本調査

② 大学・短期大学進学

市内の高校の大学・短期大学への進学状況をみると、平成30（2018）年の大学・短期大学を合わせた進学率は、男性は31.6%、女性は26.5%でした。



資料：学校基本調査

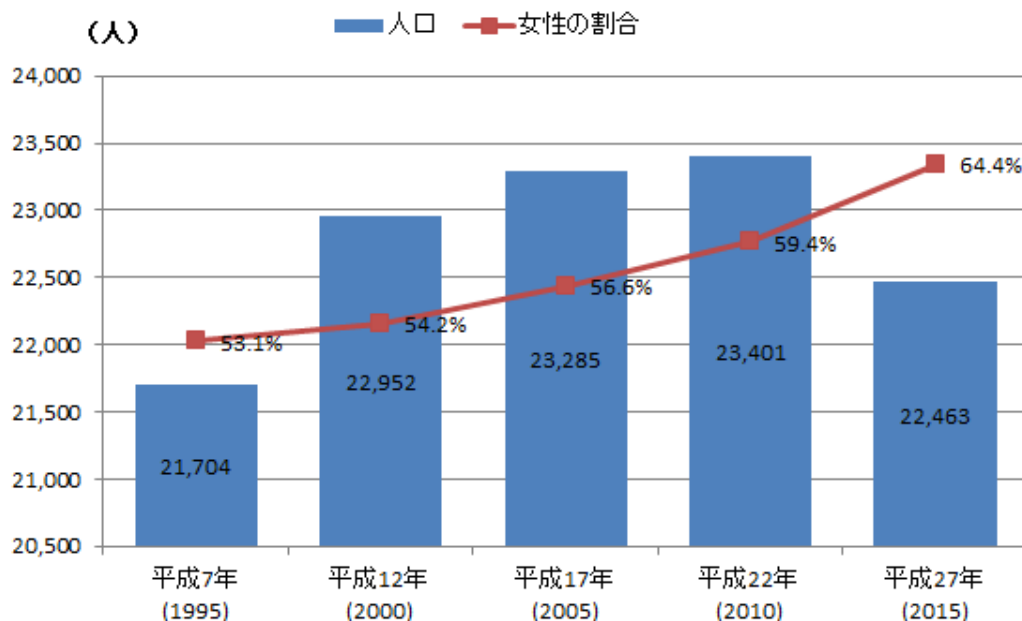
(4) 就業

平成27(2015)年の本市の女性労働力人口^{※1}(15~64歳)は22,463人、労働力率^{※2}(15~64歳)は64.4%です。平成12(2000)年からみると、労働力人口は減少しましたが、労働力率は上昇が続いています。

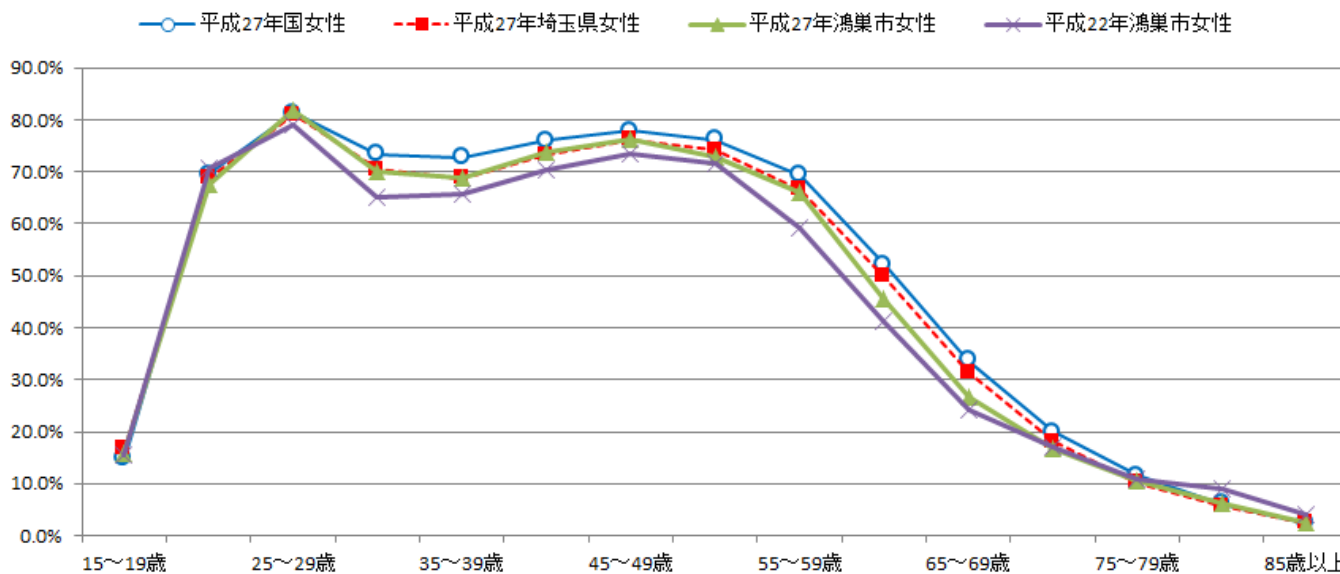
平成27(2015)年の年齢別の女性労働力率^{*}は25~29歳の層と45~49歳の層を2つの頂点として、M字カーブを描いているものの、以前よりもカーブはやや浅くなっており、M字の底となる年齢の層も上昇しています。

女性の労働力率は、平成22(2010)年と比較すると、25~69歳までの年齢層では高くなっています。国・県と比べると全体的に同じか低くなっています。

① 女性労働力人口・労働力率の推移



② 年齢別女性労働力率^{*}



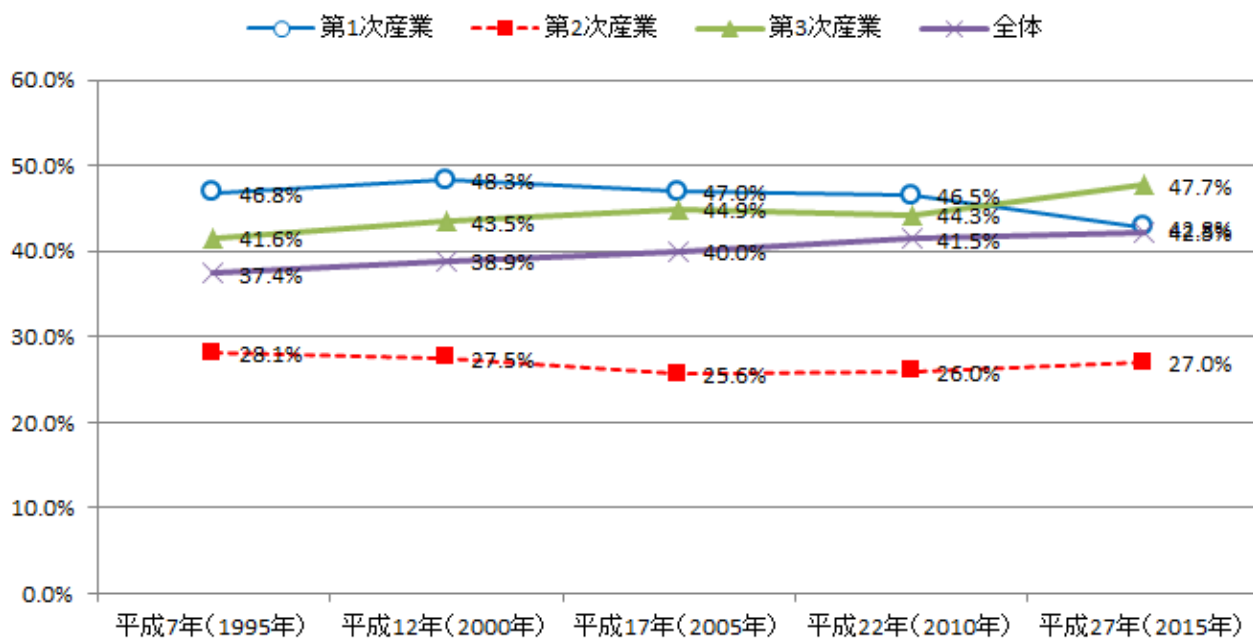
※1 労働力人口とは就業者数に完全失業者数を加えた人数

※2 労働力率とは総人口に占める労働力人口の割合

平成27(2015)年の全就業者に占める女性の割合は42.3%です。産業別では第1次産業42.8%、第2次産業27.0%、第3次産業47.7%となっています。

平成7(1995)年からの推移をみると、全就業者に占める女性の割合は上昇傾向です。産業別では第3次産業が上昇しています。

③ 産業別女性就業者割合の推移



資料:国勢調査

(5) 社会活動

① 審議会等への女性の登用状況

本市の市議会議員26人のうち女性議員は、令和元(2019)年10月1日現在、8人で30.8%となっています。

委員会への女性の登用状況を令和元(2019)年10月1日現在でみると、地方自治法第180条の5に基づく委員会数は総数6、委員数29人のうち、女性委員を含む委員会数は4(66.7%)、女性委員数6人(登用率20.7%)です。また、第202条の3に基づく審議会数は総数42、委員数534人のうち、女性委員を含む審議会数は34(81.0%)、女性委員数142人(登用率26.6%)となっており、合計登用率は26.3%となっています。

審議会等における女性委員の登用状況

| | | 審議会等 設置数A | 内女性委員を含む 審議会等 設置数B | 比率 B/A | 委員数 C | うち女性 委員数 D | 比率 D/C |
|----------------|------------------|--------------|--------------------------|-----------|----------|------------------|-----------|
| 地方自治法 による設置 | 地方自治法第180条 の5 | 6 | 4 | 66.7% | 29 | 6 | 20.7% |
| | 地方自治法第202条 の3 | 42 | 34 | 81.0% | 534 | 142 | 26.6% |
| | 合計 | 48 | 38 | 79.2% | 563 | 148 | 26.3% |

資料：市資料

② 自治会長、PTA会長における女性役員の状況

平成31(2019)年4月1日現在、女性の自治会長は22人(9.3%)です。

PTA会長は、小学校19校のうち女性の会長7人(36.8%)、中学校8校のうち女性は1人(12.5%)です。

自治会長、PTA会長における女性役員の状況

(単位：人)

| | 女性役員数 | | 会長総数 |
|------------|-------|-------|------|
| 自治会長 | 22 | 9.3% | 236 |
| PTA会長(小学校) | 7 | 36.8% | 19 |
| PTA会長(中学校) | 1 | 12.5% | 8 |

資料：市資料

③ 市役所における女性役付職員の在職状況

平成31(2019)年4月1日現在、鴻巣市役所の女性の役付職員の状況は、407人中153人で、37.6%です。

女性役付職員の在職状況

(単位：人、%)

| 区分 | 男性 | 女性 | | | | | | 女性役付 職員割合 (%) | 合計 | |
|------|-------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|------|-----|
| | | 部長 参与 | 副部长 参事 | 課長 副参事 | 副課長 主幹 | 主査 副主査 | 合計 (人) | | | |
| 本庁 | 市長部局 | 175 | 2 | 1 | 5 | 15 | 27 | 50 | 22.2 | 225 |
| | 教育委員会 | 23 | 0 | 0 | 1 | 1 | 8 | 10 | 30.3 | 33 |
| | その他 | 11 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 | 6 | 35.3 | 17 |
| 吹上支所 | 市長部局 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 14 | 70.0 | 20 |
| 川里支所 | 市長部局 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 5 | 45.5 | 11 |
| 出先機関 | 市長部局 | 17 | 0 | 1 | 3 | 16 | 40 | 60 | 77.9 | 77 |
| | 教育委員会 | 16 | 0 | 0 | 0 | 3 | 5 | 8 | 33.3 | 24 |
| 計 | | 254 | 2 | 2 | 10 | 37 | 102 | 153 | 37.6 | 407 |

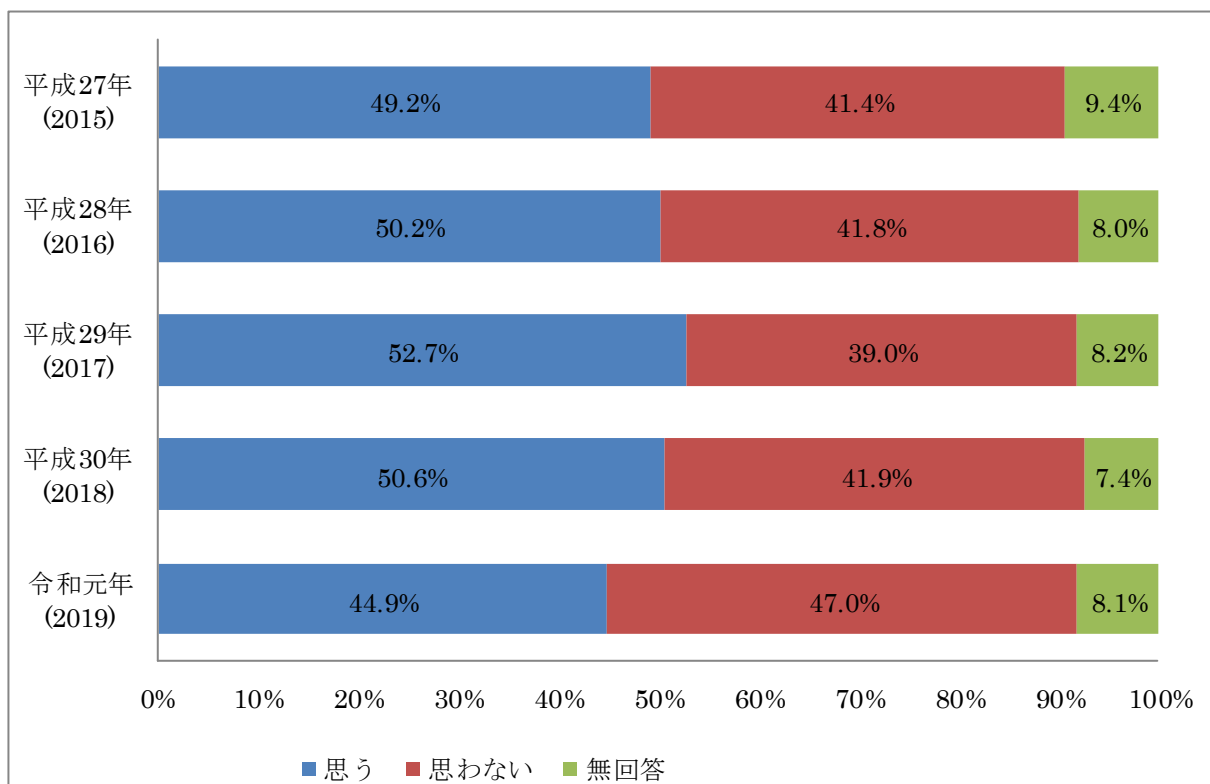
資料：市資料

3 「男女共同参画に関する意識・実態調査」等の結果

(1) 男女平等の実現について

あなたは、男女共同参画が実現されていると思いますか。

男女平等の実現について（男女共同参画が実現されていると思うか）

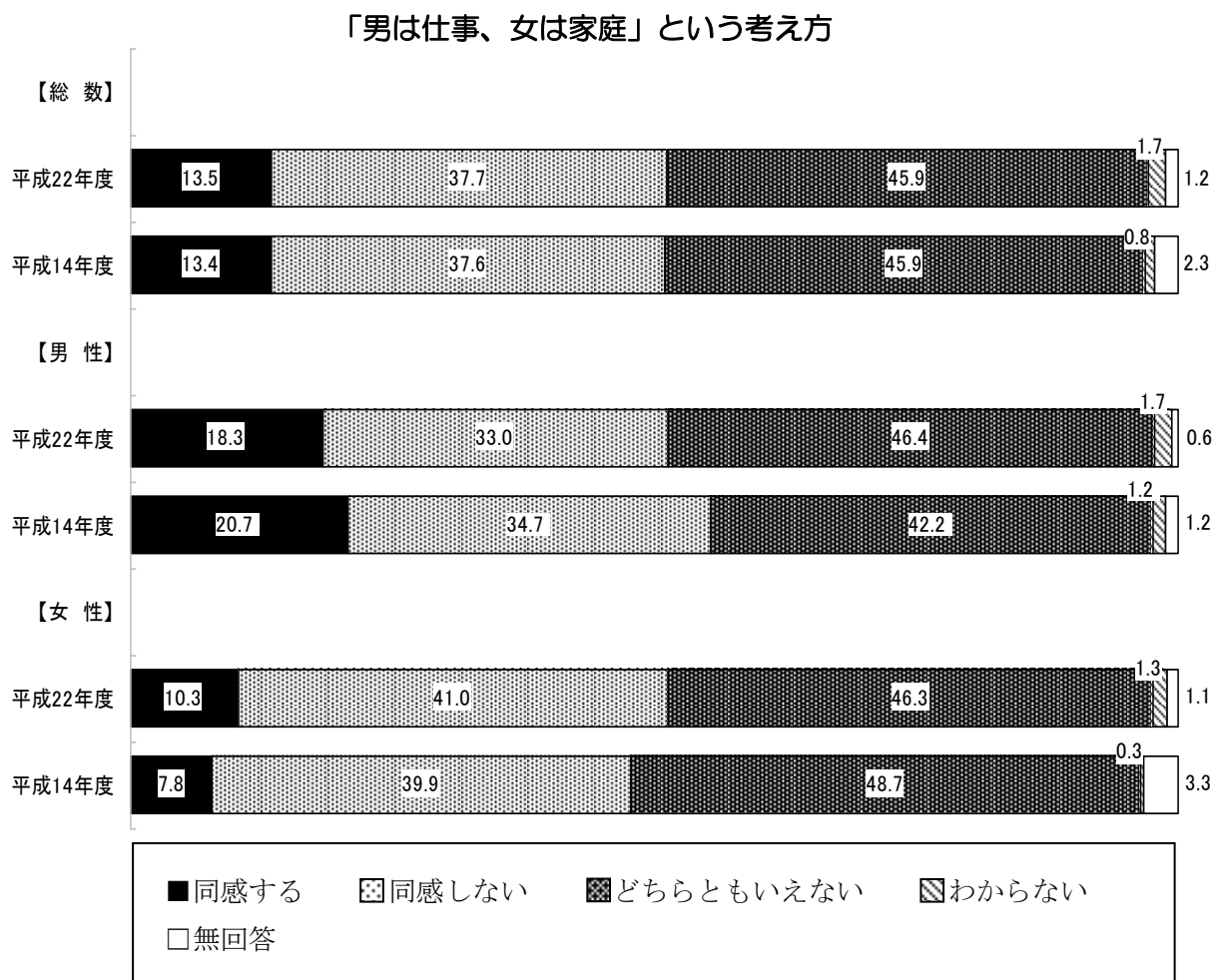


資料：まちづくり市民アンケート

「男女共同参画が実現されていると思うか」の問いに対して「思う」と答えた人の割合は、令和元(2019)年の調査によると、44.9%となり、「思わない」と答えた人を2.1%下回っています。「思わない」と答えた人の割合は47.0%で、平成30(2018)年の調査と比べて5.1%増加しています。

(2) 固定的な役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方があります。あなたはこの考えに同感しますか。次の中からあてはまる番号に1つ〇をつけてください。



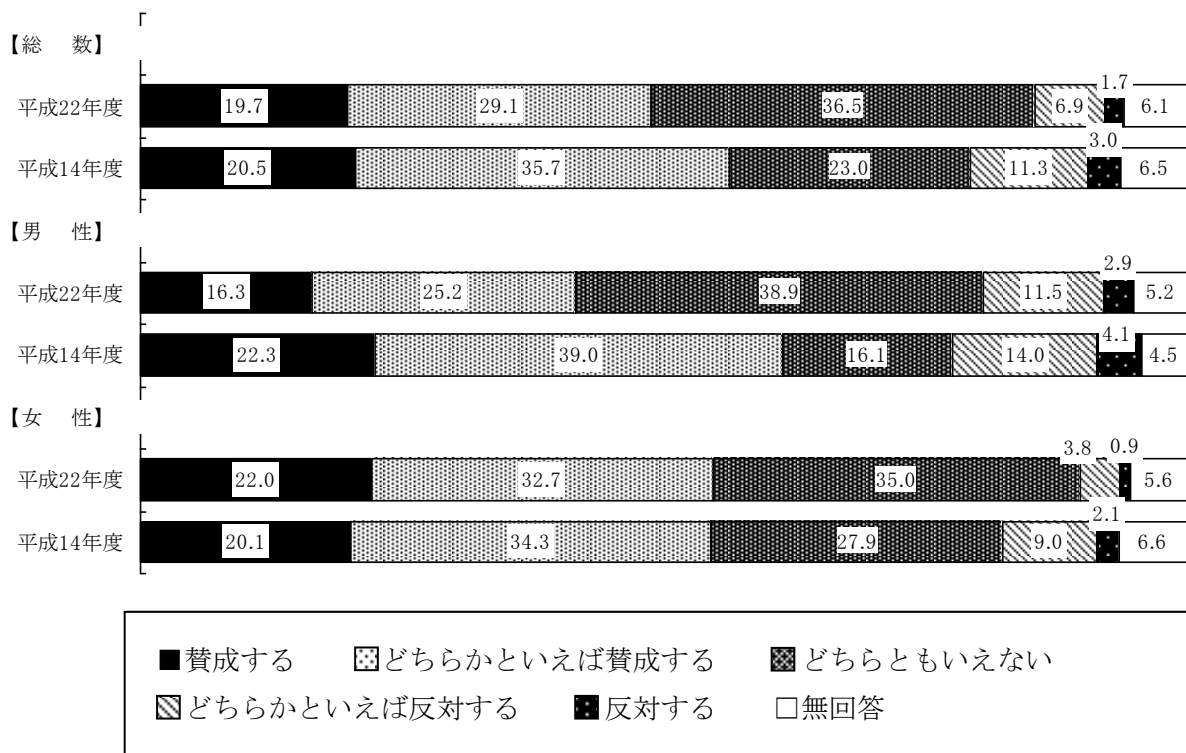
平成14(2002)年度に実施した前回の調査と比較すると、男性と女性を合計した総数ではほとんど差がありませんが、男女別では「同感する」と回答した男性の割合が2.4%低くなっている、女性は逆に2.5%高くなっています。

「同感しない」と回答した人の割合は、男性が1.7%低くなっている、女性は1.1%高くなっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方は、男性において「同感する」割合が減少し、女性は増加している状況となっています。

(3) ポジティブ・アクションの考え方

「男女の不平等を是正するため、女性があまり進出していない分野で一時的に女性の優先枠を設けるなどして、男女の実質的な機会の均等を確保すべきである」（＝ポジティブ・アクション）という考え方があります。この考え方についてどのように思いますか。あてはまる番号に1つ0をつけてください。

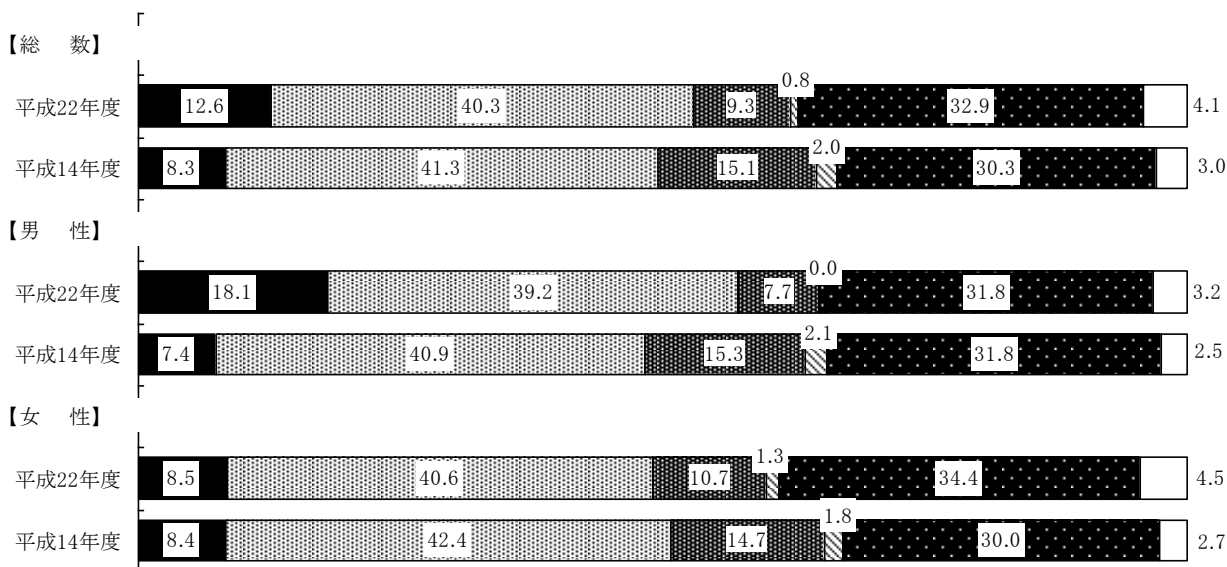


ポジティブ・アクションの考え方を前回調査と比較すると、「賛成する」及び「どちらかといえば賛成する」と回答した総数の割合は、今回調査が48.8%で前回調査56.2%を7.4ポイント下回っています。

同様に、男性は、今回調査が41.5%で、前回調査の61.3%を19.8ポイント下回っています。女性は、今回調査が54.7%で、前回調査の54.4%を0.3ポイント上回っています。

(4) 地域活動における男女の協力

あなたのお住まいの地域活動（自治会、子ども会、老人会、祭りなどの行催事等）で男女の協力はどのようにしていますか。次の中からあてはまる番号に1つ○をつけてください。



■ほとんど対等に協力しあっている ▨それぞれの持ち分を分担し、協力しあっている
 ▩実質的に女性が担っているが、役職などは男性が多い ▧その他
 ■わからない □無回答

地域活動における男女の協力を前回調査と比較すると、男性は前回調査と比較して「ほとんど対等に協力し合っている」割合は10.7ポイント高くなっていますが、女性は前回と比較してほぼ同じ割合となっています。

地域活動における男女の協力の状況は、対等に協力していると考える男性が2倍以上増加していますが、女性には変化がないという結果になっています。

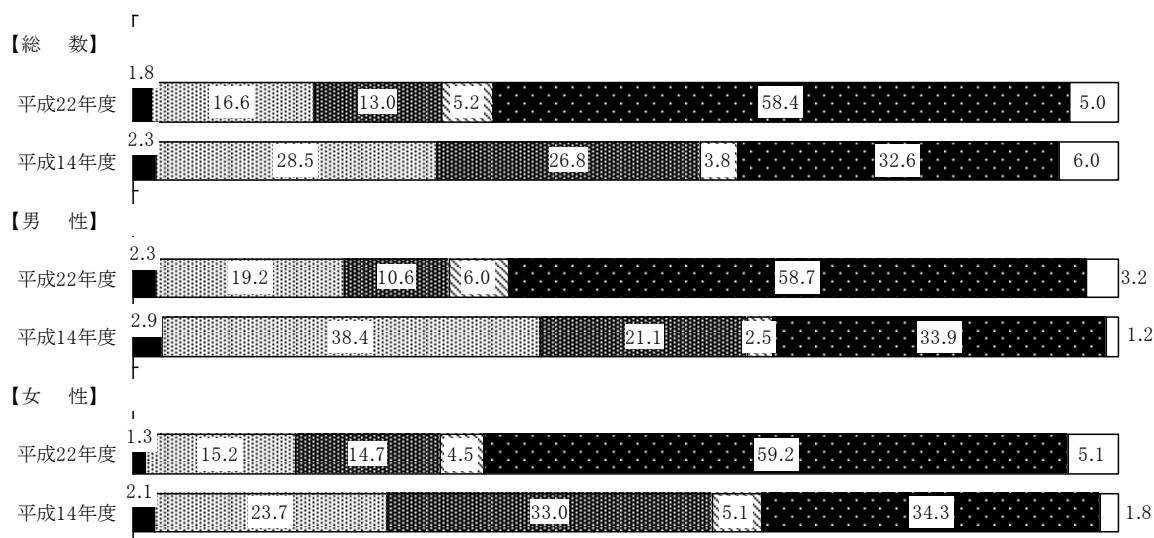
※以降の前回比較のグラフの割合の基数となる数値は、以下のとおりとなります。条件等により回答者数が異なる場合は、都度表示しています。

■回答者数：割合の基数 (単位：人)

| | 総数 | 男性 | 女性 |
|--------|-----|-----|-----|
| 平成22年度 | 839 | 349 | 468 |
| 平成14年度 | 604 | 242 | 333 |

(5)市の施策への女性の意見や考え方の反映

あなたは、市の施策について、女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。
あてはまる番号に1つ0をつけてください。



十分反映されている
 ある程度反映されている
 あまり反映されていない
 ほとんど反映されていない
 わからない
 無回答

市の施策について、女性の意見や考え方がどの程度反映されているかを前回調査と比較すると、「十分反映されている」及び「ある程度反映されている」と回答した総数の割合は、今回調査が18.4%で前回調査30.8%を12.4ポイント下回っています。総数と同様に、男性も今回調査が21.5%で、前回調査の41.3%を19.8ポイント下回っており、女性も今回調査が16.5%で、前回調査の25.8%を9.3ポイント下回っています

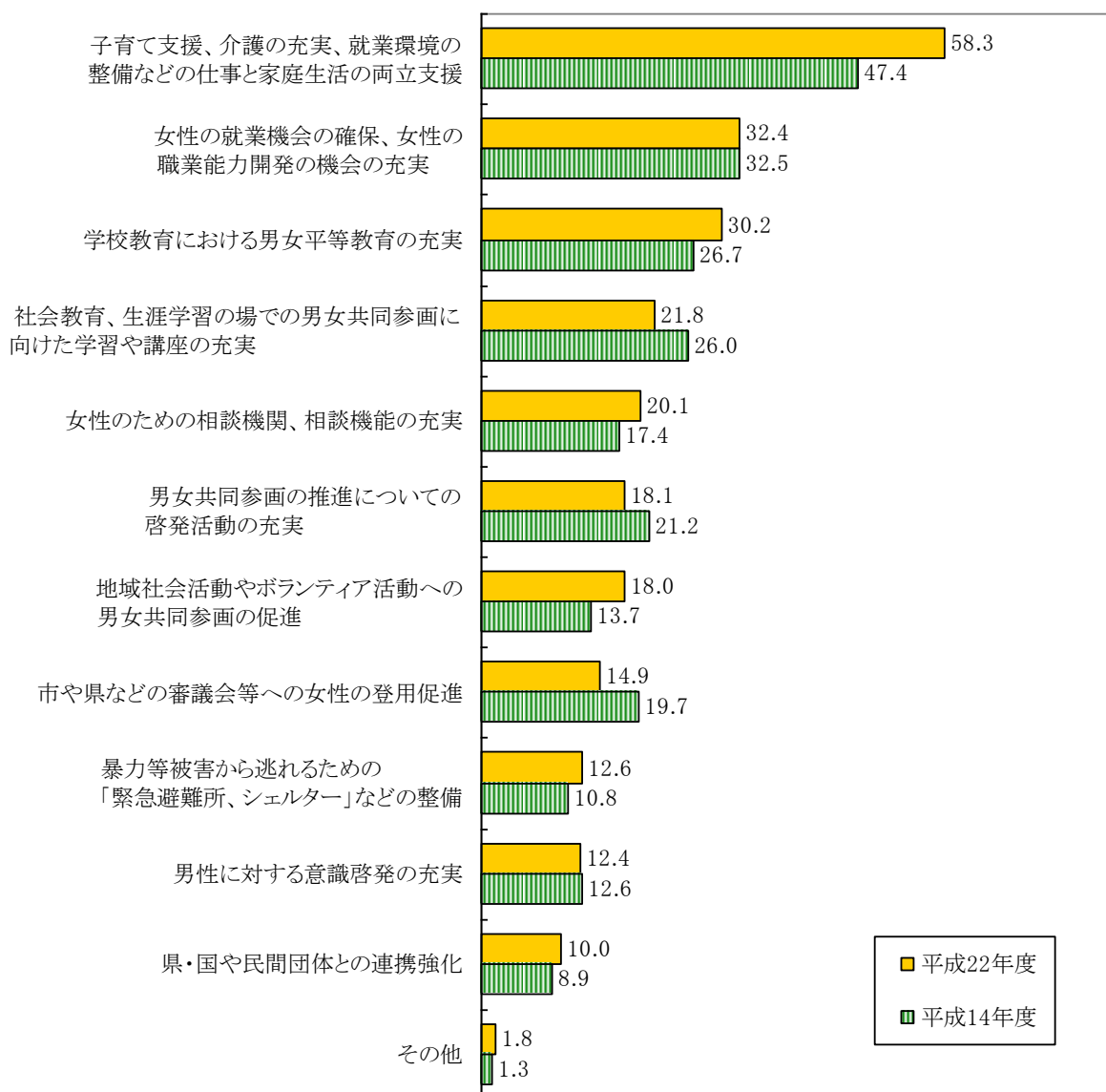
しかし、「十分反映されている」及び「ある程度反映されている」の回答から、「あまり反映されていない」及び「ほとんど反映されていない」の回答を差し引いたものが、男性は前回調査の+17.7%から今回調査の+4.9%に減少し、女性は前回調査の-12.3%から今回調査の-2.7%に増加しています。総数では前回調査、今回調査とも「反映されている」と答えた人が「反映されていない」と答えた人を+0.2%と若干上回っています。

しかしながら、今回調査では「わからない」が全て半数以上を示しています。

(6) 男女共同参画の実現のために市が力を入れること

男女共同参画社会の実現をめざして、市は、今後はどのようなことに力を入れていったらよいと思いますか。次の中であてはまる番号に3つまで〇をつけてください。

(%)



男女共同参画社会の実現のために市が力を入れることを前回と比較すると、上位4位までは前回と順位に変更がありませんが、1位の「子育て支援、介護の充実、就業環境の整備などの仕事と家庭生活の両立支援」は前回調査に比べ10ポイント以上高くなっており、前回よりも必要であると感じる人が多くなっています。また、「女性の就業機会の確保、女性の職業能力開発の機会の充実」、「学校教育における男女平等教育の充実」を3割以上の方があげています。

前回と比較して順位が上がった項目は、「女性のための相談機関、相談機能の充実」、「地域社会活動やボランティア活動への男女共同参画の促進」、「暴力等被害から逃れるための『緊急避難所、シェルター』などの整備」となっています。

第2部 鴻巣市の男女共同参画施策の実施状況

1 こうのす男女共同参画プランの推進

(1)計画の期間

平成24(2012)年度から令和元(2019)年度の8年間です。

(2)計画の概要

基本理念

ひと ひと

女と男、ともに咲かせよう自分らしさの花 ～男女共同参画の視点でまちづくり～

この計画では、市民の一人ひとりが個性を發揮し、女性も男性も性別に関係なく、それぞれのライフスタイルにしたがって自己実現ができる男女共同参画の視点が生かされた鴻巣市を目指していきます。

男女共同参画社会を実現するためには、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、男女が、互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、相手を尊重し、一人ひとりの能力や個性を十分に發揮することによって、誰もが自立した個人としてお互いを支え合い、自分らしい生き方を選択できることが大切です。

鴻巣市は、平成29(2017)年度から令和8(2026)年度までを基本構想の計画期間とする「第6次鴻巣市総合振興計画」で、目指すべき将来都市像を「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」とし、実現に向けた取り組みをすすめています。

この「このす男女共同参画プラン(第3次男女行動計画)」は、「第6次鴻巣市総合振興計画」を実現するため、「^{ひと}女と^{ひと}男、ともに咲かせよう自分らしさの花～男女共同参画の視点でまちづくり」を基本理念に掲げ、すべての人権が尊重され、配偶者等への暴力、児童虐待、高齢者虐待やいじめ等、人権を侵害するあらゆる暴力を根絶し、家庭や職場または地域における生活等について、性別にかかわらず、能力と個性を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりに取り組み、本市の男女共同参画の推進を図ります。

基本目標

基本理念に基づき、鴻巣市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な計画を推進し、関係各課が連携しながら、効果的な展開を図るために、計画の基本目標を以下のように定めま

- ①男女共同参画を推進するための意識づくり
- ②自立を支援する環境づくり
- ③男女共同参画のまちづくり
- ④男女共同参画をすすめる体制づくり

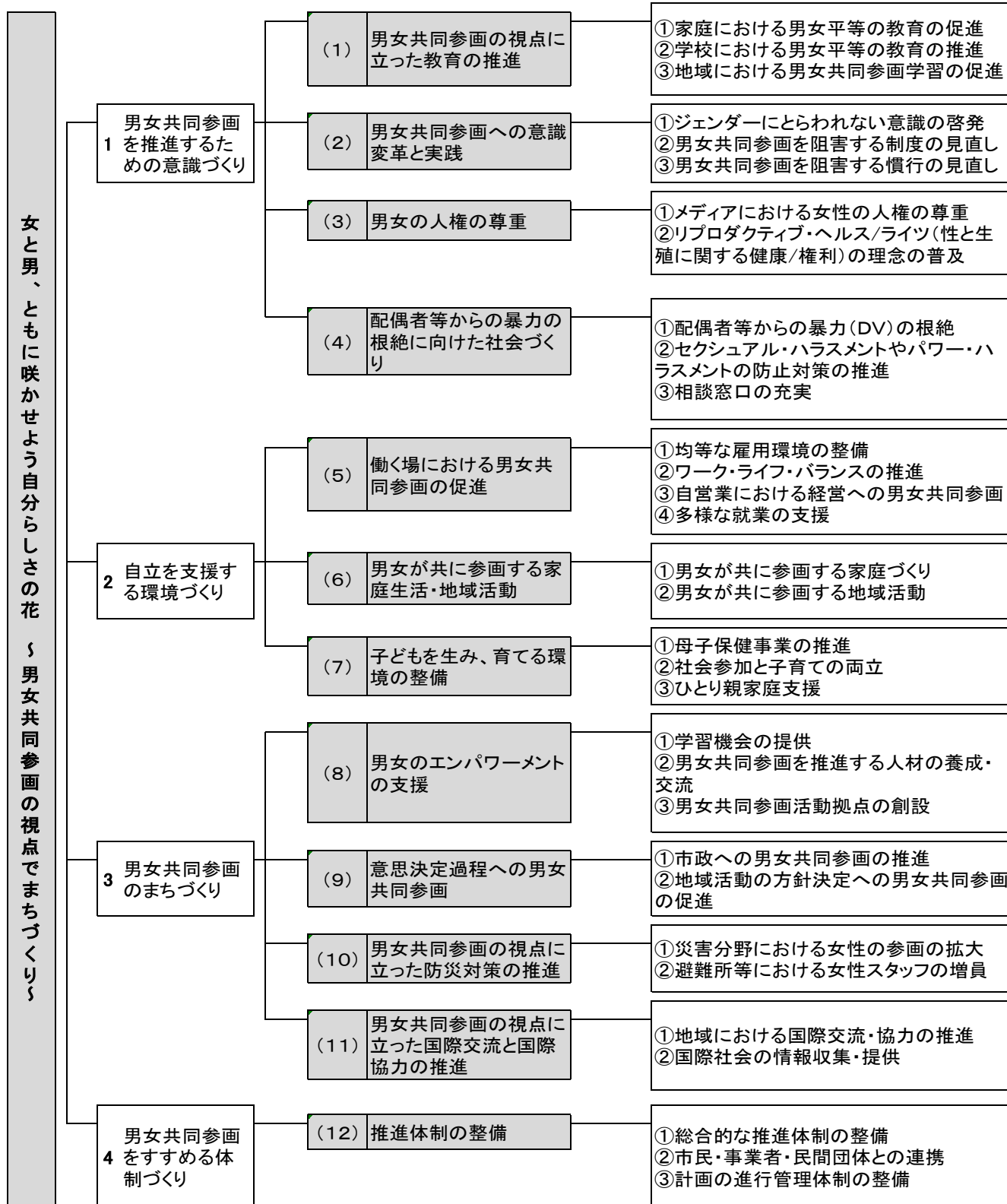
(3) 施策の体系

施策の体系図

<基本理念> <基本目標>

<基本課題>

基本理念



2 「このす男女共同プラン」の事業の進捗状況

(1) 総評

基本目標

① 男女共同参画を推進するための意識づくり

主な事業として、学校での男女平等教育、啓発誌の発行や講座(セミナー)の開催、生涯学習の推進、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援などを実施しています。

男女共同参画情報誌「ほほえみ」の発行や広報「かがやき」による広く一般への啓発、学校での男女平等教育や進路指導等における児童生徒への啓発、このす男女共同のつどいの開催やこのす男女共同セミナー等での生涯にわたる啓発など、様々な機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。また、平成24年3月には男女共同参画都市宣言の実施や鴻巣市男女共同参画推進条例の施行により、男女共同参画を推進していく環境が整ってきました。

女性に対する暴力の根絶のための啓発では、男女共同参画情報誌「ほほえみ」に「DVとは何か」という記事を掲載・配布し、DVの加害者・被害者にならないための啓発を行っています。

DV被害者の相談件数は増加しており、相談窓口の充実と被害者支援のネットワークが重要です。庁内各課が連携して被害者の保護・支援にあたることのできるよう、庁内連絡会議を設置し、関係各課の連携体制を整備しました。また、女性特有の悩みや問題に対応するための女性相談を開設し、相談体制の充実を図っています。

女性に対する暴力は、基本的人権を侵害する行為であるため、人権尊重の意識を浸透させ、多様な個性や価値観、生き方を認め合う社会にするための啓発を行ってきました。

しかし、意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

② 自立を支援する環境づくり

主な事業として、女性の就労を支援するため、子育て支援や子どもを生き育てる環境の整備など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

労働講座では、メンタルヘルスについての講義を行い、女性の労働環境の向上に努めました。

子育てと仕事の両立支援としては、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業を行い、働く女性を支援しています。

地域社会においては、イベントや活動に女性が積極的に参加し、活躍する場面が多くなっています。

今後、男女ともに個性と能力を発揮し、社会参画を進めることのできるよう、子育て支援や労働環境整備のための支援等を継続して行うとともに、地域の拠点施設から男女共同参画社会を推進していく必要があります。

③ 男女共同参画のまちづくり

主な事業として、男女共同参画を推進する人材の養成事業、男女共同参画活動拠点の創設事業、意思決定過程への男女共同参画等を実施しています。

女性リーダー育成のために、国立女性教育会館や埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)などの講座の開催への情報提供をし、参加依頼をしています。

ハード面においても、男女共同参画推進センターの創設を目標として、様々な関係機関と協議しています。

また、審議会・委員会等の委員への女性の登用状況を把握し、適時、女性の登用を働きかけ、意思決定過程への男女共同参画を進めています。

東日本大震災では避難所等において、性別役割分担意識等の問題が発生しており、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進するための協議が行われています。

今後、女性リーダーの育成や女性団体の活動支援に努め、意思決定過程への男女共同参画をさらに進めていくことが必要です。

④ 男女共同参画をすすめる体制づくり

主な事業として、鴻巣市男女共同参画審議会の運営、男女共同参画に関する情報の収集・提供等を実施しています。

計画の進捗状況について、年次報告書をとりとまとめ、男女共同参画審議会で報告をしました。また、男女共同参画に関する情報収集を行い、広報紙や情報コーナー等を通じて、市民に提供しています。

今後は、庁内の推進体制や男女共同参画推進拠点施設の整備を検討するなど、より一層の推進体制の充実を図る必要があります。

(2) 事業実施状況

基本目標 1 男女共同参画を推進するための意識づくり

基本課題 1 男女共同参画の視点に立った教育の推進

① 家庭における男女平等の教育の促進

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|-----------------------|--|
| ○家庭における男女共同参画意識づくりの啓発 | 「このす男女共同のつどい」の開催について、案内チラシを全戸回覧している。「このす男女共同セミナー」について、市民のニーズに合った内容の講座を開催した。 男女共同参画情報誌「ほほえみ」(A4版)を年1回発行し、全戸配布している。平成19年度から市ホームページに掲載している。 家庭児童相談室を充実させ、仕事と家庭の調和に関して様々な機会を通じて情報提供を行い、意識啓発に努めている。 |
| ○父母を対象とした学級・講座等の充実 | 国、県が開催する講座等の資料や情報を提供している。 就学児健康診断の際、「子育て学習講座(託児サービス有)」を開催。 対象保護者のほとんどが受講した。 |

② 学校における男女平等の教育の推進

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|-----------------------------------|---|
| ○人権尊重教育の推進 | 各学校の実態に応じた年間指導計画等の作成、人権感覚育成プログラムの活用等、男女の平等、相互理解・協力などについて指導の充実を図っている。 |
| ○男女共同参画意識を育む環境づくり | 男女共通履修、教育相談の充実、管理職、教職員等に対する研修などを推進している。 |
| ○多様な生き方を可能にする進路指導の充実 | 全ての小・中学校で進路指導・キャリア教育主任を位置づけ、社会体験チャレンジ事業の推進など、性差にとらわれず、能力や適性で進路を選択するよう指導し、主体的に進路を選択することができるよう援助に努めている。 |
| ○ジェンダー ^{※1} にとらわれない教育の検討 | ジェンダーにとらわれない役割分担意識を高めるための指導に努めている。 |
| ○家庭・地域との連携 | 各学校では、生活科や総合的な学習の時間等の中で、地域の方や保護者の方のふれあいを通じて、性差にとらわれない地域の多様な教育力を活用している。 |

※1 ジェンダー

ジェンダーとは、本来生物学的な性別(セックス)ではなく、「女らしさや男らしさ」、社会的、文化的に「女(男)はこうあるべき」などをいう。

③ 地域における男女共同参画学習の促進

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|-------------------------|--|
| ○男女共同参画に関する学習機会の提供 | 「このす男女共同セミナー」や「このす男女共同のつどい」を開催した。 国や県等で実施する男女共同参画に関する情報を提供している。 「男女共同参画週間」に合わせ、市内図書館で関連書籍を展示・提供。 |
| ○男女共同参画に配慮した各種講座等の企画・開設 | 男性が料理教室に気軽に参加し、家事に協力するきっかけとなる「男の料理教室」を開催するほか、「パパ(ママ)絵本はじめの一步」など男女共に参加しやすい講座の企画・開設をした。 |
| ○男女共同参画に関する学習環境の整備 | 生涯学習ガイドに男女が自主的に参加できる講座等をわかりやすく掲載し、情報提供できるよう心がけている。 関係各課に、男女共同参画関係の資料等を配布し関心を促している。 |

基本課題2 男女共同参画への意識変革と実践

① ジェンダーにとらわれない意識の啓発

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|----------------------|--|
| ○講演会・セミナー等の開催 | 市民、女性団体等による実行委員会方式で、市民と行政が一体となって平成 8(1996)年度から「このす男女共生フォーラム」を開催している。平成 19(2007)年から「このす男女共同のつどい」に名称を変更して開催している。 |
| ○男女共同参画意識の啓発 | 平成 8(1996)年度から旧吹上町で「ザ・ウインド」、平成 9(1997)年度から旧鴻巣市で「道しるべ」という男女共同参画情報誌を発行している。平成 17(2005)年度の市町村合併により「ほほえみ」に名称を変更して年 1 回発行し、全戸配布している。 国や県などの機関から送付されるチラシ等を随時提供している。 |
| ○男女共同参画情報収集・提供体制の充実 | 国・県・その他の団体から情報を収集し、随時提供している。 男女共同参画情報誌「ほほえみ」にも情報を掲載し、提供している。 平成 29 年度からは YouTube の活用を開始し、更なる情報の提供に努めている。 |
| ○市職員の男女共同参画意識の醸成 | 新規採用職員を対象に、男女共同参画についての研修を実施している。 庁内掲示板に男女共同参画情報を掲示している。 |
| ○市職員の男女共同参画に関する講座の実施 | 平成 11(1999)年度から毎年市職員を対象に、「鴻巣市職員男女共同セミナー」を開催している。平成 30 年 11 月 13 日「オフィス整理術」をテーマに開催した。 |

② 男女共同参画を阻害する制度の見直し

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|----------------------------------|--|
| ○男女の活動の選択に中立でない制度についての問題提起と啓発の推進 | 広報「かがやき」、市ホームページ、フラワーラジオ「ラジオ広報こうのす」等により問題提起と啓発を推進している。 「こうのす男女共同のつどい」を開催し、講演会を通して広く啓発している。男女共同参画情報誌「ほほえみ」により、啓発活動を行っている。国・県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を事業所などへ配布している。 |
| ○各種事業を男女共同参画の視点で見直し | 男女の区別なく各種講座を開催・募集している。 家事・育児に男性が積極的に参加するきっかけとなる講座が、増加している。 |

③ 男女共同参画を阻害する慣行の見直し

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|-----------------------------|--|
| ○男女共同参画を阻害する慣行の見直しについて啓発の推進 | 広報「かがやき」、男女共同参画情報誌「ほほえみ」、市ホームページ等で広報・啓発活動を推進している。 各課の掲示物等で見直しが必要なものは助言する。 |
| ○地域の慣行・しきたりの見直しに係る支援 | 関係各課と連携して地域住民の意識啓発を図る。 広報「かがやき」、市ホームページ等で広報・啓発活動を推進している。 |
| ○職場における慣行の見直し | 仕事の分担や昇格・昇給は、個々の資質や適性、勤務実績、意欲・能力等を総合的に判断し行っている。 |

基本課題3 男女の人権の尊重

① メディアにおける女性の人権の尊重

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|-------------------------------|--|
| ○男女共同参画の視点からの表現の啓発 | 国や県の情報（ポスター、チラシ）を各施設等に配布し、広報紙、ホームページ、ツイッター、アプリ等により随時啓発している。 「職員男女共同セミナー」や「新規採用職員研修」を実施し、職員への周知を図っている。 |
| ○市の広報活動における表現の徹底 | 広報「かがやき」、市ホームページ、フラワーラジオ「ラジオ広報こうのす」での表現について、男女共同参画の視点に立った表現を考慮している。 |
| ○男女共同参画の視点からの広報ガイドラインの作成 | 県発行の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」で対応している。 |
| ○情報活用能力の向上支援 | 国立女性教育会館（ヌエック）、男女共同参画推進センター（With You さいたま）等で開催する講座情報等を提供している。 |
| ○不適切な性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年等の保護 | 国や県等からの情報や資料（ポスター、チラシ）などを活用し、広報等への掲載や各施設に資料を配布するなどの情報提供を行い、意識の啓発に取り組んでいる。 |

② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理念の普及

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|--|--|
| ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の普及・浸透 | <p>国や県の情報（ポスター、チラシ）を各施設等に配布し、情報提供をしている。</p> <p>このとり交付金事業（平成19年度開始）を実施し、不妊治療費の助成を行っている。平成30年度より不育症検査・不妊検査費助成を実施している。</p> |
| ○性に関する教育・学習機会の充実 | <p>学校における性教育を充実させるとともに、HIV（エイズ）、性感染症に関する情報や学習機会の提供などに努めている。</p> |
| ○生涯を通じた健康保持対策の推進 | <p>30～39歳の男女を対象に成人健康診断を実施している。女性に対しては子宮がん検診、乳がん検診を実施している。</p> <p>女性のための健康相談、健康教室を実施している。</p> <p>子宮がん、乳がん、大腸がん検診に対し、がん検診推進事業を特定の年齢の男女に実施し、無料クーポン券を郵送している。</p> <p>自殺予防対策として悩みの相談窓口の情報提供をしている。</p> <p>定例市民相談、女性相談により心身の健康に関する相談を実施している。</p> |
| ○働く人の健康づくり | <p>商工会、市内中小企業に健康診断（補助制度も含む）の周知や啓発を行っている。定期健康診断（集合健診）の場を設定し、受診機会を提供している。</p> <p>従業員50人未満の中小企業が行う勤労者定期健康診断において、1事業所につき年1回、原則として3年を限度に、従業員1人当たり2,000円を補助している。</p> <p>職員健康診断を毎年実施し、産業医による健康相談を年1回実施している。メンタルヘルス研修を実施し、健康不安を抱える職員に対する面談を随時実施している。</p> |
| ○思春期対策の充実 | <p>小中学校で食育事業や防煙教育事業を実施している。</p> <p>学校保健会、関係機関、関係各課等と連携し、思春期対策の充実を図っている。人権擁護委員と連携し、「スマホの使い方教室」を実施した。</p> |

基本課題4 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり

① 配偶者等からの暴力（DV）の根絶

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|----------------------|---|
| ○暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発 | <p>国等の情報を各施設に配布し、情報提供をしている。</p> <p>学校教育において、暴力行為の防止に向けた非行防止教室の開催や、一人一人を大切に、信頼関係に立つ教育の推進運動を学校全体で取り組んでいる。</p> <p>平成31年2月2日に開催した「こうのす男女共同のつどい」にて、県のパープルリボンキャンペーンに参加した。</p> |
| ○若い世代を対象とした予防教育の実施 | <p>国等の情報を各施設に配布し、情報提供をしている。</p> <p>デートDVを予防するため、学校と連携しながら、若い世代のデートDV防止に向けた予防教育を実施している。</p> <p>デートDV防止啓発リーフレットを市内全中学生、新成人に配布。</p> |
| ○DV防止に関する啓発・研修の充実 | <p>国等の情報を各施設に配布し、情報提供をしている。</p> <p>地域や学校において、人権や男女平等意識を育み、またDV被害の実態、被害者への支援について理解を深めるため、広報活動や研修を開催している。PTAを含めた人権教育研修を開催し、DV問題に対する理解を深めた。「女性に対する暴力をなくす運動」（期間：11月12日～25日）に合わせ、公共施設等にポスターを掲示し、DV防止の啓発に努めた。新採用職員に、リーフレット「知っていますか？デートDV」を研修時に配付。</p> |

② セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策の推進

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|--------------------------------------|--|
| ○セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止に向けた取組み | <p>防止に向けたパンフレット等の情報提供をしている。</p> <p>市職員のセクシュアル・ハラスメント等に関する手引きにより、セクシュアル・ハラスメント等に対する職員の認識を高める。</p> |
| ○セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する相談体制の充実 | <p>相談窓口の情報提供をしている。</p> <p>市職員に対して、セクシュアル・ハラスメント等に対する相談体制を周知するとともに、女性を中心とした相談員を庁内に配置している。</p> |

③ 相談窓口の充実

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|--------------|--|
| ○相談しやすい体制づくり | <p>市民相談、女性相談、法律相談等、各種多様な相談窓口を設定。</p> <p>男性専用の相談機関を情報誌やポスター、カード等で情報提供している。</p> |
| ○被害者等への支援 | <p>関係機関、庁内関係部署が相談者の情報を共有することにより、二次災害を防いでいる。</p> <p>小、中学校、保育所等からの定期的な情報提供により情報の共有化が図られ、福祉と教育の連携が強化され、福祉、教育、保健の各機関や児童関係施設、主任児童委員等の連携も図られている。</p> |

基本目標2 自立を支援する環境づくり

基本課題5 働く場における男女共同参画の促進

① 均等な雇用環境の整備

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|--------------------|--|
| ○労働関係法の周知・遵守の促進 | 国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。 |
| ○企業における積極的な格差改善の促進 | 国、県等で発行する男女共同参画実践例や表彰制度等資料を配布し、情報提供をしている。 |
| ○女性が働きやすい就業環境の整備 | 国、県等から送付される女性のための就業起業支援等の資料を配布し、情報提供をしている。 |
| ○相談・情報提供体制の整備 | 月1回、労働相談を開催するとともに、関係機関等にポスターを掲示し、周知を図っている。 |
| ○男女共同参画のモデル職場づくり | 市役所においては、仕事の分担や昇格・昇給は、個々の資質や適性・勤務実績、意欲・能力等を総合的に判断して行っている。 平成30年度中の新規採用職員数は、27人(男性12人・女性15人) |

② ワーク・ライフ・バランスの推進

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|------------------------|---|
| ○ワーク・ライフ・バランスの啓発 | このす男女共同セミナーで、埼玉県働く女性応援メンターを講師として迎え、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発した。 市職員向け男女共同セミナーでは、「オフィス整理術」をテーマに、仕事を効率的に進めワーク・ライフ・バランスに役立つ内容で開催した。 |
| ○労働時間短縮・有給休暇取得の啓発・普及促進 | 国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。 |
| ○育児・介護休業制度の啓発・普及促進 | 国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。 |

③ 自営業における経営への男女共同参画

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|------------------|---|
| ○女性の経済的・社会的地位向上 | 国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。 |
| ○農業女性の経営参画 | 農林振興センターと連携を図りながら、家族経営協定締結の推進を行っている。市内では34件、家族経営協定の締結がある。 |
| ○商工活動への男女共同参画の促進 | 商工会女性部による、女性の視点を活かしたまちづくり、商店街の活性化を促進している。 |

④ 多様な就業の支援

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|---------------------|--|
| ○職業能力の開発機会の提供 | 国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。 |
| ○女子学生の就職支援 | 県からのウーマノミクスプロジェクトにあわせ啓発を図っている。 |
| ○若年者の就業支援 | 国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。 「ジョブサポートこうのす」(アクションプランに基づく、市と労働局による組織)主催の若年者向けセミナーを行い参加者は21名であった。 |
| ○女性の再就職の支援 | 女性のための就業等に関する支援チラシを配布している。男女共同参画支援センター(With You さいたま)の情報を提供している。 「ジョブサポートこうのす」主催の女性の再就職セミナーを行い参加者は9名であった。 |
| ○女性の働く場の創出 | 「ジョブサポートこうのす」主催の女性の再就職セミナーを行い参加者は9名であった。 |
| ○多様な就業形態における就業環境の改善 | 国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。 「ジョブサポートこうのす」主催の女性、若年者及びシニア対象のセミナーを行った。 |
| ○働く女性への支援 | 男女共同参画情報誌「ほほえみ」に埼玉県キャリアセンターの相談事業を掲載している。 鴻巣市創業支援事業計画を策定し市商工会と各機関と連携して創業を支援。 各種相談窓口において相談を実施している。 「ジョブサポートこうのす」主催の女性の再就職セミナーを行い参加者は9名であった。 |

基本課題6 男女が共に参画する家庭生活・地域活動

① 男女が共に参画する家庭づくり

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|--------------------------------|--|
| ○男性の家庭的責任について、市民、地域、職場の意識啓発の推進 | 「こうのす男女共同のつどい」及び男女共同参画情報誌「ほほえみ」の発行により、意識の啓発を推進している。 |
| ○学校教育を通じた指導の充実 | 小学校の「家庭科」、中学校の「技術・家庭科」における実践的・体験的な学習を通して、男女が協力する家庭の在り方や家族の人間関係、子育ての意義などの指導の充実を図っている。 |

| | |
|--------------------|---|
| ○家庭について男性の学習機会の充実 | 母子健康手帳交付時に父子手帳を渡す他、リーフレット等を活用し、パパ・ママクラスへの男性の参加を呼びかけている。男性が参加しやすいよう土曜日にも開催している。平成27年度から家族参加型「母親支援教室」を実施。教室に参加する夫、父の人数が維持から増加傾向にある。 |
| ○家庭に男女が共に参画できる環境整備 | 国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供をしている。 |

② 男女が共に参画する地域活動

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|-----------------------|--|
| ○男女による地域活動についての意識啓発 | 市民活動推進コーナーや市ホームページにより情報発信している。防犯パトロール活動や消防団等、男女共に活躍しており、地域活動への関心が深まっている。 |
| ○市民の学習機会の充実 | 公民館で各種講座を開催している。 自治会、自主防災会等に職員出前講座や防災訓練等を通じて防災学習の機会を提供している。 消費生活セミナー、くらし講演会等により、安心安全な消費生活の学習の場を提供している。 子ども達や市民による播種や植栽の作業体験を実施している。 「カヌー環境教室」、「エコツーリズム体験、コウノトリ親子見学会」等、各種体験教室を実施している。 市民大学講座「こうのとりのアカデミー」を開催している。 老若男女問わず、また障がいのある方がスポーツに親しむことができるよう各種スポーツ教室・出前講座を実施している。 |
| ○市民が多様な地域活動に参加できる環境整備 | 市民活動推進コーナーや市民活動センター内男女共同参画コーナーにおいて情報の発信をしている。 市民による花のまちづくり推進活動として、市内の公共施設や街路等に花の植栽を行う「花のコミュニティづくり事業」や「花のボランティア育成活動事業」を実施している。 サークルガイドを作成し、公民館等に配置することにより、市内で活動している様々な団体の活動状況について情報提供を実施している。 |
| ○男女の参加によるまちづくり活動 | 「花のオアシスフェア（チューリップまつり）」、「このす花まつり」、「サルビアまつり」他、多くのイベントを開催している。 市民活動助成事業により、各分野でのまちづくり活動を行う団体へ補助金を交付している。 クリーン鴻巣市民運動等を通して、老若男女を問わず、環境美化活動を行っている。 市民体育祭により、市民の交流を促進し、地域コミュニティの発展を図っている。 シニア体操、わがまちサロン、おはなし聴き隊等市民参加による介護予防への取組が行われている。 |

| | |
|--------------------|---|
| ○企業との連携による勤労者の参加促進 | <p>鴻巣市建設業協会と水道協同組合のボランティアにより、花の植替えや除草、樹木剪定を実施している。</p> <p>高齢者を顧客とする企業や見守り活動者等に対し、「認知症サポーター養成講座」を開設している。</p> <p>市内の75カ所の事業所と提携し、防犯パトロール活動を実施している。</p> <p>勤労者が青少年相談員として、地域活動に参加し、青少年の育成に関わっている。</p> |
|--------------------|---|

基本課題7 子どもを生み、育てる環境の整備

① 母子保健事業の推進

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|--------------------|---|
| ○妊娠・出産期における女性の健康支援 | <p>妊婦健康診査は里帰り等を考慮して広域で受診できるようにしている。</p> <p>平成26年度から風疹抗体検査が新たに助成の対象となっている。</p> <p>新規に子育て世代包括支援センター等を開設し、妊娠期から子育て期にわたり、関係機関と連携を図りながら継続した支援を行っている。</p> |
| ○乳幼児の健康支援 | <p>乳幼児健康診査や離乳食教室を実施している。97%以上の受診率を維持しており、未受診者には訪問等による受診勧奨を実施し、把握に努めている。</p> |

② 社会参加と子育ての両立

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|-------------------|--|
| ○「子育て社会化」へ意識改革の促進 | <p>次世代育成支援対策の実施状況（進捗状況報告書）を公表している。</p> <p>平成27年度に鴻巣市子ども・子育て支援事業計画を策定した。</p> |
| ○次世代育成支援行動計画の推進 | <p>平成27年度に策定した鴻巣市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を利用者の視点に立った進行管理や総合的な評価を実施。</p> |
| ○企業行動計画との連携 | <p>国、県等の関係機関から送付されるパンフレットやチラシ等を掲出、配布し、情報提供している。</p> |
| ○地域子育て支援ネットワークの充実 | <p>市内の子育てサークルや子育て支援を担う関係機関などの実務担当者の相互の連携体制を強化する「子育て支援ネットワーク」を組織している。</p> <p>子育てサポーター養成講座や協力会員研修会、協力会員交流会などのファミリー・サポート・センター事業を実施している。</p> |

③ ひとり親家庭支援

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|------------|--|
| ○生活の質の向上支援 | <p>児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度など市の事業だけでなく、県の貸付制度など支援制度の周知に努めている。</p> |

| | |
|--------------|---|
| ○ひとり親家庭の自立支援 | 母子家庭の母、父子家庭の父の就業を、より効果的に促進するため、給付金を支給している。児童扶養手当現況届提出期間にハローワークの臨時窓口を設置し、就労支援を実施した。(大宮公共職業安定所との連携) |
| ○福祉等支援員の養成 | 講習を受けた職員が母子・父子自立支援員として、母子家庭、父子家庭の相談業務を行っている。 |

基本目標3 男女共同参画のまちづくり

基本課題8 男女のエンパワーメントの支援

① 学習機会の提供

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|-------------------|---|
| ○エンパワーメントに対する意識啓発 | 国や県等からの情報提供や男女共同参画情報誌「ほほえみ」により情報を提供し、意識啓発を図っている。生涯学習フェスティバル、公民館まつりにおいて啓発パネルを展示し、啓発を図っている。 |
| ○エンパワーメント学習機会の提供 | 男女共同セミナー、男女共同のつどいを開催するなど学習の機会を提供している。 |
| ○エンパワーメント学習情報の提供 | 国立女性教育会館、埼玉県男女共同参画推進センターなどの研修会等の情報を提供している。 |

② 男女共同参画を推進する人材の養成・交流

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|----------------|--|
| ○女性リーダーの育成 | 男女共同のつどい実行委員会へ国立女性教育会館や埼玉県男女共同参画推進センターなどの開催する情報を提供して参加依頼をしている。同実行委員会及び「ほほえみ」編集員で、埼玉県男女共同参画推進センターより講師を招き研修会を開催した。 |
| ○女性団体等の活動支援 | 女性関係団体に男女共同のつどい実行委員会の委員として参加の要請を行うとともに、国や県、他の自治体等の団体の情報を提供している。 |
| ○日本女性会議等へ市民の派遣 | 派遣の実施はなかった。 |
| ○地域交流の実施 | 市民活動センター内男女共同参画コーナーにおいて交流の場を提供している。 |
| ○学習成果の地域への還元促進 | 生涯学習推進実行委員会はボランティア団体で、市民大学講座、生涯学習フェスティバル等の企画・運営を行っている。 |

③ 男女共同参画活動拠点の創設

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ○「鴻巣市男女共同参画推進センター」の創設 | 平成25年4月に市民活動センター内に「男女共同参画コーナー」を開設した。 |

基本課題9 意思決定過程への男女共同参画

① 市政への男女共同参画の推進

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|--------------------------|--|
| ○ 審議会等への目標女性登用率の設定 | 「鴻巣市審議会等の委員への女性登用推進要綱」の制定により、女性登用率35%以上の目標を定めている。 |
| ○ 「鴻巣市審議会等への女性登用推進要綱」の充実 | 鴻巣市審議会等の委員について、女性登用を推進するように各部課へ働きかけている。 |
| ○ 審議会等の開催日時等の配慮 | 関係者が出席できるよう、会議の開催日時等について配慮している。 |
| ○ 女性意見の効果的な運用体制の整備 | 審議会等の適正な設置・運営を図り、市民の市政参画機会の拡充をめざしていく中で、「鴻巣市審議会等の委員への女性登用推進要綱」により女性登用率の向上に努める。 広報「かがやき」や市ホームページ、フラワーラジオ「ラジオ広報こうのす」等により情報提供体制を整備している。 |
| ○ 政策方針決定過程の透明性の確保 | 審議会等の会議録を市政情報コーナーに設置し、審議過程等の透明性を確保している。 説明責任を果たし、透明性を確保するため、施策・基本事業評価は「まちづくり報告書」として、事務事業評価は「事務事業評価表」として情報公開コーナー、ホームページ等で情報提供している。 |
| ○ 管理職をはじめとする職員等の意識啓発 | 男女共同セミナーへの職員の参加要請を行っている。 |
| ○ 女性職員の能力活用 | 昇格等については、成績主義に基づき行っている。女性管理職は増加傾向にある。 |

② 地域活動の方針決定への男女共同参画の促進

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|------------------|--|
| ○ 地域住民の意識啓発 | 関係課と連携して地域住民の意識啓発を図っている。 市民活動推進コーナーや男女共同参画コーナーを活用し、意識啓発を図っている。平成30年度は、男女共同参画に関するミニ講座を行った。 |
| ○ 市民の自主的な取り組みの支援 | 鴻巣市市民活動支援基金助成事業の実施により、市民活動の推進を図っている。 |

基本課題 10 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

① 災害分野における女性の参画の拡大

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|--|--|
| ○自治会や自主防災組織などへの男女共同参画の意識啓発 | 自治会・自主防災会に対して、職員出前講座等を通し、防災における男女共同参画の重要性を啓発している。 |
| ○女性の視点に立った防災計画・防災体制づくり地域防災計画や各種対応マニュアル等の整備 | 防災計画の修正作業を継続して行っている。 女性職員を中心としたワーキンググループを設置し、女性の視点を積極的に取り入れている。 |
| ○災害復興時における男女共同参画の促進 | 災害が発生していないため対応事業はなかったが、災害復興時を想定し、女性の視点を積極的に取り入れている。避難所における女性の生活空間を確保するため、パーティション等の整備をしている。 |

② 避難所等における女性スタッフの増員

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|----------------------|----------------------------------|
| ○男女共同参画の視点に立った災害時の対応 | 指定避難所 19ヶ所中、11ヶ所に女性の担当職員を配置している。 |

基本課題 11 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際協力の推進

① 地域における国際交流・協力の推進

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|-------------------|---|
| ○国際交流団体の活動支援 | 市内にある国際交流団体に対し、県等の関係機関からの各種チラシや助成金情報等を発信している。 |
| ○国際化を図る教育・学習機会の充実 | 小学校において外国語活動、中学校では英語を中心として、総合的な学習の時間や社会科など各教科の中で異文化理解を進めている。 中学生海外派遣事業により 20名の学生を派遣している。 公民館では外国語や料理などを学ぶことで、異文化の理解を深める講座を実施している。 |

② 国際社会の情報収集・提供

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|------------------|---|
| ○男女共同参画についての情報交換 | 市職員新人研修、出前講座等を利用して、国際社会の情報・提供を行っている。 |
| ○男女共同参画情報コーナーの設置 | 平成 25 年 4 月に男女共同参画情報コーナーを開設し、男女共同参画に関する情報の提供に努めている。 |

基本目標4 男女共同参画をすすめる体制づくり

基本課題12 推進体制の整備

① 総合的な推進体制の整備

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|----------------------|--|
| ○鴻巣市男女共同参画行政推進委員会の充実 | 例年、新しくプランを策定する年以外は開催していないが、機会を捉えて部課長会等で情報提供している。 |
| ○男女共同参画担当課の拡充 | 限られた担当職員数の中で、事業推進の努力をしている。 |

② 市民・事業者・民間団体との連携

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|---------------|---|
| ○本プランの周知 | 市ホームページ等により周知している。図書館等で閲覧可能。 |
| ○男女共同参画審議会の充実 | 男女共同参画社会の実現に向けて推進している。なお、例規の見直しにより、平成23(2011)年4月に従前の「鴻巣市男女共同参画市民会議」から「鴻巣市男女共同参画審議会」に組織変更を行った。 |

③ 計画の進行管理体制の整備

| 施策の方向 | 進捗状況 |
|--------------------|--|
| ○計画の進行管理・進捗状況報告の実施 | 鴻巣市男女共同参画審議会を年2回開催。その際に関係各課の進捗状況を報告している。 |

資料編

鴻巣市男女共同参画推進条例

平成24年3月10日施行

改正

平成27年3月27日条例第1号
平成31年3月28日条例第1号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、様々な取組が国際社会の動向と連動して進められてきた。

鴻巣市においては、平成7年2月にあらゆる差別をなくすために人権尊重都市宣言を行い、さらに平成8年に「このす男女共生プラン」を、平成16年には「このす男女協働プラン」を策定するなど、男女共同参画に関する施策を推進してきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行は根強く存在しており、出産・子育て期における女性の労働力率が低下するなど、社会の様々な分野で男女間の格差が見受けられ、さらには、ドメスティック・バイオレンスなど人権を侵害する社会問題も生じている。

私たちのまちを豊かで活力のあるまちにするためには、男女が互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していくことが重要である。

ここに、鴻巣市は、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が協働し、一層の推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女がともにいきいきと輝き、思いやりあふれるまち鴻巣市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、経済的若しくは性的な暴力又は言語による暴力をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下

に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に
対等に参画することができるようにすること。

- (5) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
- (6) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性に関する事項について男女相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり健康的な生活を営むことについて配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画の推進が国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、第1項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、並びに連想させる表現並びに過度の性的な

表現を行わないよう努めなければならない。

(基本的施策)

第9条 市は、男女共同参画を推進するために、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 男女が共に家庭生活及び社会生活を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の充実を図ること。
- (3) 学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画の推進が図られるよう努めること。
- (4) 男女共同参画の推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び調査研究並びに市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- (6) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の権利侵害に当たる行為の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うよう努めること。
- (7) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めること。
- (8) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置が講ぜられることにより、男女の均衡を図るよう努めること。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、第15条に規定する鴻巣市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(相談等への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による権利侵害等に関し、市民及び事業者から相談、意見等を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(拠点施設の設置)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による取組を支援するために必要な施設の整備に努めるものとする。

(鴻巣市男女共同参画審議会)

第15条 男女共同参画を推進するため、鴻巣市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第17条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は

欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、総務部やさしさ支援課において処理する。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年3月10日から施行する。

(鴻巣市男女共同参画審議会条例の廃止)

2 鴻巣市男女共同参画審議会条例（平成23年鴻巣市条例第14号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の鴻巣市男女共同参画審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている鴻巣市男女共同参画審議会の委員は、この条例の施行の日に、第17条第2項の規定により鴻巣市男女共同参画審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第2項の規定により委嘱された鴻巣市男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

男女共同参画都市宣言

緑豊かな河川や田園

四季に咲き誇る花々

伝統工芸として伝えられる鴻巣人形

鴻巣市は人と自然と文化が調和するまちです

私たちはこの鴻巣市に誇りをもち

男女が互いに尊重しあい

その個性と能力を発揮し

性別にとらわれることなく

あらゆる分野に参画し

世代を超えて支えあい

共にいきいきと輝き

思いやりあふれるまち「鴻巣市」をめざし

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成24年3月10日

鴻 巣 市